

「被扶養者（異動）届」

提出条件	①扶養家族のある社員が入社したとき ②出産、死亡、就職、別居などで扶養者に異動があったとき ③扶養者の収入に増減があったとき
提出書類	「健康保険被扶養者(異動)届」
添付書類	健保書式-1 2 参照
提出期限	その事実が発生した日から5日以内に事業主に届け出てください。

●扶養家族の認定日

- ①扶養している妻や家族の出産による新生児は、**誕生日から認定**されます
- ②上記以外の扶養者は、下記のとおり扱います。
 - (イ)「健康保険被扶養者(異動)届」(以下異動届という)の添付書類で扶養の事実が立証されたとき、扶養した日から3週間(21日)以内に異動届を提出した場合は**扶養を始めた日(被保険者の入社による場合は被保険者の入社日)から認定**されます。
 - (ロ)上記の内容で扶養した日から3週間(21日)を超えて異動届を提出した場合は、**異動届を提出した日から認定**されます。

●扶養家族の削除日

- ①扶養家族が就職したとき、**就職日から扶養削除**されます。
- ②扶養家族が死亡したとき、**死亡日の翌日から扶養削除**されます
- ③扶養家族と離婚・離縁したとき、**その事実が発生した日から扶養削除**されます。
- ④扶養家族の収入が下記の基準(「扶養家族の収入基準」を参照)を超えたとき、**その事実が発生した日から扶養削除**されます。

●扶養家族の収入基準

収入のある扶養家族の認定基準は下記のとおりとなっています。条件に該当しないとき、被保険者との生計維持関係は認められず、被扶養者として認定されません。すでに認定されている場合は扶養削除の届出を提出してください。

- ①**扶養家族が被保険者と同居しているとき**
 - (イ)60歳未満の場合は、年間収入が130万円未満でかつ被保険者の年間収入の半分以下であること。
 - (ロ)60歳以上または障害者の場合は、年間収入が180万円未満でかつ被保険者の年間収入の半分以下であること。
 - (ハ)上記(イ)(ロ)に該当しない場合であっても、その年齢、年間収入と同じ条件で、かつ被保険者の年間収入を上回らない場合には、総合的判断に基づき被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは被扶養者として認められます。
- ②**扶養家族が被保険者と別居しているとき**
 - (イ)60歳未満の場合は、年間収入が130万円未満でかつ被保険者からの援助による収入額より少ないこと。
 - (ロ)60歳以上または障害者の場合は、年間収入が180万円未満でかつ被保険者からの援助による収入額より少ないこと。